

## 平成29年度愛知県障害者就労施設等からの物品及び役務の調達方針

### 1 目的

国等による障害者就労施設等からの物品の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下、「障害者優先調達推進法」という。）第9条に基づき、本県が行う物品及び役務の調達において、障害者就労施設等が提供する物品及び役務に対する受注の機会の拡大を図り、もって障害者就労施設等で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とする。

### 2 対象事業者

本調達方針により物品及び役務を調達する対象事業者は、県内に住所を有する次に定める障害者就労施設等（別紙1）とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める施設等
  - ア 就労継続支援事業所（A型、B型）
  - イ 就労移行支援事業所
  - ウ 生活介護事業所
  - エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
  - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法により費用の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法の政令で定める事業所
  - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事務所（特例子会社）
  - イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）
    - ①障害者の雇用者数が5人以上
    - ②障害者の割合が従業員の20%以上
    - ③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
- (4) 障害者雇用促進法に定める在宅就業障害者及び在宅就業支援団体
- (5) 障害者就労施設等が提供可能な物品等の情報収集及びその情報の県への提供、発注内容を対応可能な複数の事業者にあっ旋・仲介する業務を行う共同受注窓口として知事が適当と判断する者

### 3 適用範囲

知事部局、企業庁、病院事業庁、議会事務局、教育委員会事務局、各種行政委員（会）事務局、警察本部、地方機関を含む県の全ての機関が発注する物品及び役務（別紙2）の調達とする。

#### 4 調達目標

対象となる物品及び役務の調達額の合計を 10,000 千円以上とする。

#### 5 調達に関する基本的な考え方

##### (1) 本県における取組方針

調達に関する物品及び役務の分野を限定することなく、本方針の対象となる物品及び役務について、積極的かつ計画的な調達に努める。

また、調達可能な物品及び役務の情報の収集についても積極的に行い、これまで調達実績のない物品及び役務の調達拡大に努めるものとする。

##### (2) 隨意契約の活用

調達における予算執行については、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 3 号又は地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 21 条の 14 第 1 項第 1 号及び第 3 号に定める随意契約に係る規定の活用を図る。

また、事業の適正な実施及び効果を達成することに留意しつつ、可能な限り障害者就労施設等の特性に配慮した仕様や納期の設定等の配慮を行うものとする。

##### (3) 障害者就労施設等との協働

物品及び役務の品質の確保や調達の円滑化を図るために障害者就労施設等の自主的な改善取組が不可欠であるため、その取組を支援するとともに、提供可能な物品及び役務や発注見通し等の情報交換に努める。

##### (4) 市町村との連携

市町村への情報提供と情報共有に努めるなど連携を図りながら、全国的な障害者就労施設等からの物品及び役務の調達推進を図るものとする。

#### 6 情報の提供

県が調達を予定する物品及び役務の情報について、前年度の優先調達に係る実績開示も含め、可能な限り事前にインターネット等の手法により、障害者就労施設等に情報提供を行う。

#### 7 推進体制

##### (1) 制度所管

制度の窓口は健康福祉部障害福祉課とし、必要に応じて、全ての部局等を対象とする会議等を開催し、実施状況の把握や協力依頼等を行い調達の推進を図

る。

(2) 物品及び役務の情報管理

障害者就労施設等が提供する物品及び役務の情報は健康福祉部障害福祉課が管理することとし、適時適切に更新を行う。

8 調達実績の公表

毎年度終了後、健康福祉部障害福祉課において実績のとりまとめ及び調達実績の概要を公表する。

9 その他

この調達方針に定めるもののほか、この調達方針の実施について必要な申請及び登録等の事項は、知事が別に定める。